

綾瀬市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金条例（平成28年綾瀬市条例第25号）第6条の規定により綾瀬市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金（以下「基金」という。）の積立て及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

(充当対象事業)

第2条 基金を充当することができる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 保育所運営事業
- (2) 感染症対策事業

(積立て)

第3条 基金の積立ては、前条に掲げる事業ごとに行うものとする。

(処分)

第4条 基金は、前条の規定により積み立てた事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の綾瀬市特定防衛施設周辺整備調整交付金基金実施要綱に基づく基金に係る令和3年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。